

議案第 7 号

那須烏山市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び那須烏山市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

那須烏山市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び那須烏山市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めることについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求める。

令和 7 年 9 月 2 日提出

那須烏山市長 川 俣 純 子

那須烏山市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び那須烏山市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日
那須烏山市条例第 号

(那須烏山市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正)

第1条 那須烏山市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成17年10月那須烏山市条例第24号）の一部を次の表のように改正する。

改 正 後	現 行
(育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務) 第8条の3 任命権者は、次に掲げる子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。第15条及び第18条の2第1項第3号を除き、以下この項及び次条第1項から第3項までにおいて同じ。）のある職員（第3条第3項の規定により勤務時間を割り振られた職員を除く。）が、当該子を養育するために請求した場合には、公務の正常な運営を妨げる場合を除き、規則の定めるところにより、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務（始業及び終業の時刻を、職員が育児又は介護を行うためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。第3項において同じ。）をさせるものとする。 (1) 小学校就学の始期に達するまでの子 (2) 小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部に就学している子 2・3 略 第7章 雑則 (妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等) 第17条の2 任命権者は、那須烏山市職員の育児休業等に関する条例（平成17年10月那須烏山市条例第25号。以下「育児条例」という。）第24条第1項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。 (1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置	(育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務) 第8条の3 任命権者は、次に掲げる職員（第3条第3項の規定により勤務時間を割り振られた職員を除く。）が、規則の定めるところにより、その子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この項、次条第1項から第3項までにおいて同じ。）を養育するために請求した場合には、公務の正常な運営を妨げる場合を除き、 _____ 当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務（始業及び終業の時刻を、職員が育児又は介護を行うためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。第3項において同じ。）をさせるものとする。 (1) 小学校就学の始期に達するまでの子のある職員 (2) 小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部に就学している子のある職員であって、規則で定めるもの 2・3 略 第7章 雑則

(2) <u>出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出</u> (以下「請求等」という。)に係る申出職員の意向を確認するための措置 (3) <u>育休条例第24条第1項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置</u> 2 <u>任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員</u> (以下この項において「対象職員」という。)に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。 (1) <u>対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置</u> (次号において「<u>育児期両立支援制度等</u>」という。) <u>その他の事項を知らせるための措置</u> (2) <u>育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置</u> (3) <u>対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活の両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置</u> 3 <u>任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。</u> (配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等) 第17条の3 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置 (以下この条及び次条において「<u>介護両立支援制度等</u>」という。) その他の事項を知らせるとともに、<u>介護両立支援制度等の請求等</u>に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。 2 略 (勤務環境の整備に関する措置) 第17条の4 略	(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等) 第17条の2 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置 (以下この条及び次条において「<u>介護両立支援制度等</u>」という。) その他の事項を知らせるとともに、<u>介護両立支援制度等の申告、請求又は申出</u> (次条において「<u>請求等</u>」という。)に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。 2 略 (勤務環境の整備に関する措置) 第17条の3 略
--	--

(那須烏山市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第2条 那須烏山市職員の育児休業等に関する条例（平成17年10月那須烏山市条例第25号）の一部を次の表のように改正する。

改 正 後	現 行
(部分休業をすることができない職員)	(部分休業をすることができない職員)

第20条 法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) 略

(2) 非常勤職員（地公法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員、育児短時間勤務に伴う任期付短時間勤務職員及び任期付職員条例第6条の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員を除く。以下この章において同じ。）のうち勤務日の日数_____を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員

（第1号部分休業の承認）

第21条 法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第1号部分休業」という。）の承認は

_____, 30分を単位として行うものとする。

2 休暇等条例第14条に規定する特別休暇のうち規則で定めるもの又は休暇等条例第15条の2第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員（非常勤職員を除く。）に対する第1号部分休業の承認については、1日につき2時間から当該特別休暇又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

3 非常勤職員に対する第1号部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が労働基準法第67条の規定による育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第61条の2第20項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。

（第2号部分休業の承認）

第21条の2 法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあつては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。

(1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であつて、当該勤務時間の全てについて承認の請求があつたとき 当該勤務時間の時間数

(2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であつて、当該算時間数の全てについ

第20条 法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) 略

(2) 非常勤職員（地公法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員、育児短時間勤務に伴う任期付短時間勤務職員及び任期付職員条例第6条の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員を除く。以下この章において同じ。）のうち勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員

（部分休業_____の承認）

第21条 部分休業の承認は、休暇等条例第6条第4項に規定する正規の勤務時間（非常勤職員にあつては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。

2 休暇等条例第14条に規定する特別休暇のうち規則で定めるもの又は休暇等条例第15条の2第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員（非常勤職員を除く。）に対する部分休業_____の承認については、1日につき2時間から当該特別休暇又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

3 非常勤職員に対する部分休業_____の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が労働基準法第67条の規定による育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第61条の2第20項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。

<u>て承認の請求があったとき 当該残時間数</u> <u>(法第19条第2項の条例で定める1年の期間)</u> 第21条の3 <u>法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</u> <u>(法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として定める時間)</u> 第21条の4 <u>法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。</u> (1) <u>非常勤職員以外の職員 77時間30分</u> (2) <u>非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間</u> <u>(法第19条第3項の条例で定める特別の事情)</u> 第21条の5 <u>法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更（以下「第3項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。</u> <u>(部分休業の承認の取消事由)</u> 第23条 <u>法第19条第6項において準用する法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたこととする。</u>	<u>(部分休業の承認の取消事由)</u> 第23条 <u>第13条の規定は、部分休業について準用する。</u>
---	---

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第1項の規定により、同条第2項第2号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間における部分休業の承認の請求をする場合における第2条の規定による改正後の那須烏山市職員の育児休業等に関する条例第21条の4の規定の運用については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とする。